

静岡県告示第727号

児童福祉法施行細則第21条第1項の規定による本人又はその扶養義務者の負担する費用の徴収額（昭和63年静岡県告示第642号の3）の一部を次のように改正する。

平成29年10月13日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後	
<p>児童福祉法施行細則第21条第1項の規定による本人（以下「措置児童等」という。）又はその扶養義務者の負担する費用の徴収額は、措置児童等（母子生活支援施設に入所している保護者又は助産施設の入所妊産婦の各月初日の年齢が20歳以上である場合を含む。）単位に、表の施設種別及び各月初日の措置児童等及び措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム（児童福祉法第6条の2第1項による事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額を徴収額とする。</p>		<p>児童福祉法施行細則第21条第1項の規定による本人（以下「措置児童等」という。）又はその扶養義務者の負担する費用の徴収額は、措置児童等（母子生活支援施設に入所している保護者又は助産施設の入所妊産婦の各月初日の年齢が20歳以上である場合を含む。）単位に、表の施設種別及び各月初日の措置児童等及び措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム（児童福祉法第6条の3第1項による事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額を徴収額とする。</p>	
表		表	
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設及び自立援助ホーム	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分
			入所施設
			母子生活支援施設及び自立援助ホーム
(略)		(略)	
備考	1 (略)	備考	1 (略)
	2 (略)		2 (略)
	3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> 、障害児入所施設、指定医療機関（入所に限る。）、乳児院、助産施設、ファミリーホーム（児童福祉法第6条の2第8項による事業を行う住居をいう。）及び里親をいう。		3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、 <u>児童心理治療施設</u> 、障害児入所施設、指定医療機関（入所に限る。）、乳児院、助産施設、ファミリーホーム（児童福祉法第6条の2第8項による事業を行う住居をいう。）及び里親をいう。
	4 (略)		4 (略)
	5 同一世帯から2人以上の児童等が措		5 同一世帯から2人以上の児童等が措

置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、同一世帯から2人以上の児童等が入所し、かつ、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設及び里親への措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居

置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、同一世帯から2人以上の児童等が入所し、かつ、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設及び里親への措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用

<p>住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の2の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 （略）</p>	<p>並びに児童福祉法第21条の5の2の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 （略）</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。